

2023年6月1日

気候変動対応オペにかかると対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則
(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・各種原則等に適合する投融資について外部評価を受けています。

2. グリーンボンド(サステナビリティボンドを含む。)

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則(国際資本市場協会)
- ・グリーンボンドガイドライン(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部機関（R&I、JCR、DNV等）の評価を受けているグリーンボンドに投資

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。
- ・また当該ローンに気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることを確認しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部機関（R&I、JCR、DNV等）の評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック
(国際資本市場協会)
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針
(金融庁、経済産業省、環境省)
- ・グリーンボンド原則 (国際資本市場協会)
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則 (国際資本市場協会)
- ・グリーンボンドガイドライン (環境省)
- ・グリーンローン原則 (ローンマーケット協会ほか)
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則 (ローンマーケット協会ほか)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
(環境省)
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部機関 (R&I、JCR、DNV 等) の評価を受けているトランジション・ボンドに投資
- ・各種原則等に適合する融資については外部評価を受けております。
- ・ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（資金使途が限定されていない融資）

以下の4つの要件をすべて満たす融資であること。

- ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること。
- ② 融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ③ 融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年1回以上確認し、開示すること。
- ④ 融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した第三者機関から外部評価を得たものであること。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行独自の基準については営業推進部（サステナブルファイナンスを所管）にて策定しており、UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠しています。
- ・ ポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適合性については、独立した第三者機関による外部評価を受けております。

以 上